

介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型・通所型サービス事業所の指定について

介護予防・日常生活支援総合事業所の指定について

【訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）】

1. 新規指定申請の概要

所在地	米子市皆生温泉3丁目15番50号
事業所の名称	ヘルパステーション・ハッピー米子
事業主体	株式会社ハピネライフ ^{いっこう} 光
サービス種別	訪問型サービス

ヘルパステーション・ハッピー米子の事業主体である株式会社ハピネライフケアが、平成29年9月1日付けで株式会社ヘルスケアー光と合併し、株式会社ハピネライフ光となることに伴い、新規事業所として指定申請。

2. 人員基準

- (1) 訪問介護職員 … 常勤・兼務3名、非常勤4名、非常勤・兼務9名配置予定
(常勤換算後7.925人)

事業所ごとに、訪問介護相当サービスの提供にあたる介護福祉士等を常勤換算で2.5人以上配置すること。

※常勤換算とは、勤務延べ時間数（＝サービス提供に従事する合計時間数）をその事業所の一般常勤職員の所定労働時間で除して、非常勤職員又はパート職員の人数を一般常勤職員の人数に換算した数値。

- (2) サービス提供責任者 … 常勤・兼務3名、非常勤・兼務1名配置予定
(常勤換算後3.08人)
(利用者数120人⇒常勤換算3.0人以上の配置)

事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40人またはその端数を増すごとに1人以上のサービス提供責任者（介護福祉士等で専ら訪問介護相当サービスに従事するもの）を配置すること。サービス提供責任者の員数は常勤換算方法によることができる。

※指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護事業とが同一事業所において一体的に運営されている場合は、指定訪問介護に係る人員基準を満たすことをもって、訪問介護相当サービスに係る人員基準を満たしているものとみなす。

(3) 管理者 … 常勤・兼務（サービス提供責任者）で1名配置予定

原則として、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を配置すること。

※事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4. 設備基準 … サービス付き高齢者向け住宅 白鳳内に事務所設置

事業所に事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えること。

※指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護事業とが同一事業所において一体的に運営されている場合は、指定訪問介護に係る設備基準を満たすことをもって、訪問介護相当サービスに係る設備基準を満たしているものとみなす。

5. 運営基準

- ・各利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成すること。
- ・運営規程の概要、職員の勤務体制などについて事前説明を行ない、予め利用者の同意を得た上でサービスを提供すること。

【通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）】

1. 新規指定申請の概要

所在地	境港市明治町83番地（平成29年8月完成予定）
事業所の名称	デイサービスセンター健康塾 境港校
事業主体	合同会社 健康塾
サービス種別	通所型サービス
定員	19人
サービス提供時間	1単位目（午前9時～午後5時）

2. 人員基準

(1) 介護職員 … 常勤2名配置予定（常時2人配置予定）

（16時間÷8時間＝2 利用定員19人→1.8人以上の配置）

単位ごとに通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間数で除して得た数が15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上配置すること。

(2) 看護職員 … 常勤1名配置予定（常時1人配置予定）

通所介護相当サービスの単位ごとに、専らそのサービスの提供に当たる者1名以上配置すること。

(3) 生活相談員 … 常勤・兼務（管理者）1名配置予定

生活相談員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上配置すること。生活相談員または介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(4) 機能訓練指導員 … 非常勤で1名配置予定

1以上配置すること。

※指定通所介護事業者の指定を受け、かつ通所介護相当サービス事業と指定通所介護事業とが同一事業所において一体的に運営されている場合は、指定通所介護に係る人員基準を満たすことをもって、通所介護相当サービスに係る人員基準を満たしているものとみなす。

(5) 管理者 … 常勤・兼務（生活相談員）で1名配置予定

原則専らその職務に従事する常勤の者1名を配置すること。

※当該通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

3. 設備基準

設備概要

設 備		基準概要
食堂及び機能訓練室（面積）	1（59.598㎡）	それぞれ必要な広さを有すること。（支障がない場合は同一の場所とすることも可） 合計した面積が、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上であること。 (3㎡×19人=57㎡)
静養室	1	
相談室	1（事務室と兼用）	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
事務室	1（事務室と兼用）	

※指定通所介護事業者の指定を受け、かつ通所介護相当サービス事業と指定通所介護事業とが同一事業所において一体的に運営されている場合は、指定通所介護に係る設備基準を満たすことをもって、通所介護相当サービスに係る設備基準を満たしているものとみなす。

4. 運営基準

- ・各利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護相当サービス計画を作成すること。
- ・運営規程の概要、職員の勤務体制などについて事前説明を行ない、予め利用者の同意を得た上でサービスを提供すること。
- ・介護職員の資質向上の為に研修の機会を確保していること。
- ・利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めること。

5. 位置図